

1. 介護予防事業所の職員に関しては「( ) その他、( ) に関する知識を要する職員」と規定されている。
2. 介護予防サービス計画のアセスメントの4領域には①( ) および移動、②家庭生活を含む( )、③社会生活並びに( ) 関係、( )、④( ) がある。
3. 利用者が介護予防訪問看護の利用を希望した場合には、( ) の同意を得て、主治医などの( ) をもたなければならない。
4. 地域密着型サービスには、夜間対応型訪問介護、認知症対応型( )、認知症対応型( )、小規模多機能型訪問介護、地域密着型( )、地域密着型( ) の6種類がある。
5. 認知症対応型通所介護は2005年の法改正で、グループホームなどの( ) を活用して少人数(3人以下)を受け入れる( ) 型が新設された。また単独型および併設型の定員は( ) 以下に拡大された。
6. 小規模多機能型居宅介護は( ) 人以下である。
7. 地域密着型特定施設入居者生活介護は定員( ) 以下の( ) 専用の( ) 等が行うサービスである。
8. 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護は定員( ) 以下の小規模な( ) が行うサービスである。
9. 褥創予防のための体位変換は( ) 時間ごとに行う。
10. 介護保険で行われるリハビリテーションは( ) 期リハビリテーションの一部と( ) 期リハビリテーションである。
11. 脂肪肝やアルコール性肝炎で上昇するのは( ) である。
12. AST (GOT) 上昇は( ) を疑う。
13. 空腹時の痛みが特徴的なのは( ) であり、食後の痛みが特徴的なのは( ) である。
14. ガンによる死亡率一位は男性は( ) であり、女性は( ) である。
15. 脊髄小脳変性症では( ) 神経症状や( ) が観られるが、( ) の筋力低下は観られない。
16. 慢性腎不全を有する場合、( ) カロリー食となる。
17. 高齢者の転倒後は、後遺症として( ) が起こりやすいので注意する。
18. 小規模多機能型居宅介護の利用定員は( ) 人以下である。
19. 認知症対応型通所介護の利用定員は、単独および併設型は( ) 人以下である。
20. 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員は、( ) 人以下である。
21. 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護の利用定員は、( ) 人以下である。
22. 情動失禁は( ) 認知症に特有の症状である。
23. 介護老人保健施設においれ、栄養マネジメント加算が算定できるのは、栄養管理士だけでなく、( ) ・看護師・介護支援専門員等と( ) して( ) 計画を作成した場合である。
24. 栄養・食生活アセスメントでは( ) ・生理生化学検査・( ) ・食事調査が行われる。
25. 糖尿病に肝炎が合併している場合は( ) を多く含む食品を摂取する。
26. 経管栄養を注入する時の患者の体位は( ) 位にする。
27. 介護予防短期入所生活介護では利用者が可能な限り( ) して( ) で食事を摂ることを支援しなければならない。
28. 介護予防短期入所生活介護事業者は常時( ) 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
29. 短期入所生活介護の利用定員は( ) 人以上でなくてはならない。
30. 短期入所生活介護計画は概ね( ) 日以上入所することが予定される利用者に対して必ず作成される。
31. 短期入所生活介護において常勤の看護師を( ) 人以上配置した場合には( ) が請求できる。
32. 短期入所生活介護に夜勤を行う介護職・看護職員の数が( ) いる場合には( ) が請求できる。
33. 認知症対応型共同生活介護における共同生活室の入居定員は( ) と規定されている。
34. 認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し利用者の負担で、共同生活住居において( ) 以外の者の介護を受けさせてはならないと規定されている。

35. 介護予防小規模多機能型居宅介護事務所の通いサービスの利用定員は、( ) 定員の ( ) から、( ) 人までであり、宿泊サービスの利用定員は ( ) 定員の ( ) から、( ) 人までとなっている。
36. 介護予防小規模多機能型居宅介護計画は ( ) が作成しなければならない。
37. ユニットは ( ) において、少数の居室と当該居室に近接した ( ) により一体的に構成される場所である。
38. ユニットリーダーは ( ) ごとに置かなければならない。
39. ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の ( ) の機会を確保するように努めなければならない。
40. 1ユニットの入居定員は概ね ( ) 人以下としなければならない。
41. 通所介護計画の作成は ( ) が担当する。
42. アクティビティ実施加算は ( ) のみに設けられている。
43. 通所介護において若年性認知症である者を受け入れた場合、( ) 加算が付く。
44. 通所介護において個別ニーズに対応する機能訓練に関する介護報酬の加算として、( ) がある。
45. 施設入居者生活介護事業者はあらかじめ、( ) を定めなければならない。
46. 生活保護の基本原則には①国家責任による ( ) の原理、② ( ) の原理、③健康で文化的な最低限度の生活保障の原理、④ ( ) の補足性の原理がある。
47. 生活保護の4原則には、① ( ) 保護の原則、② ( ) 及び程度の原則、③必要即応の原則、④ ( ) 単位の原則がある。
48. 保護施設には、救護施設や保護施設など ( ) 種類ある。
49. 任意後見制度とは、本人の ( ) 能力が不十分となる前に後見人となってくれる者と後見事務内容をあらかじめ契約で決めておく制度である。
50. ( ) 後見人の選任は ( ) 親等の親族の申し立てに基づいて行われる。
51. 事実上の介護労働をすることなく、契約や手続きなどの行為を本人に代わって行うことを ( ) という。

1. 保健師、介護予防支援 2. 運動、日常生活、対人、コミュニケーション、健康管理 4. 通所介護、共同生活介護、特定施設入居者生活介護、老人福祉施設入居者生活介護 5. 共同スペース、共用、12 6. 25 7. 29、要介護者、有料老人ホーム 8. 29、特別養護老人ホーム 9. 2 10. 回復、維持 11.  $\gamma$ -GTP 12. 胆肝道疾患 13. 十二指腸潰瘍、胃潰瘍 14. 肺、胃 15. 自律、パーキンソン病症状、骨格筋 16. 高 17. 慢性硬膜下血腫 18. 25 19. 12 20. 29 21. 29 22. 脳血管性 23. 医師、共同、栄養ケア 24. 身体計測、臨床審査 25. 蛋白質 26. ファーラー位またはセミファーラー 27. 離床、食堂 28. 1 29. 20 30. 4 31. 1、看護体制加算 (I) 32. 最低基準を1人以上回って、夜勤職配置加算 33. 5人以上9人以下 34. 介護従事者 35. 登録、2分の1、15、通いサービス利用、3、9 36. 介護支援専門員 37. 指定介護老人福祉施設、共同生活室 38. 各ユニット 39. 外出 40. 10 41. 通所介護事業所の管理者 42. 介護予防通所介護 43. 若年性認知症利用者受け入れ 44. 個別訓練加算 (I) と個別機能訓練加算 (II) 45. 協力医院 (歯科医院は除く) 46. 最低生活保障、無差別平等、保護 47. 申請、基準、世帯 48. 6 49. 判断 50. 法定、4 51. 身体監護

1. 介護保険は市町村および（ ）を保険者とする（ ）保険である。ちなみに（ ）保険も同様である。医療保険にはこの保険と（ ）保険とがある。
2. 要介護度別の増加率で最も増加しているのは（ ）または（ ）の認定を受けた人である。
3. （ ）歳の2人に1人が要支援・要介護の認定を受けている。
4. 65歳以上の高齢者がいる世帯では（ ）世帯と（ ）世帯を合わせたものが半数を超えている。
5. （ ）年以上要介護状態にある高齢者は要介護高齢者の半数近くに達している。
6. 老人保険制度下での訪問看護は（ ）に申請しなけりばならなかった。
7. 市町村は介護保険事業に関する収入および支出について、（ ）を設置し一般会計と区分する。この会計は市町村が保険者として、事業の収入を管理する（ ）勘定と、介護予防事業に関する事業の収支を管理する（ ）勘定に区分される。
8. 市町村は（ ）事業を実施する。
9. 2009年度から介護報酬が（ ）%引き上げられた。
10. 国は介護報酬の算定基準等の設定を行うが、設定に当って、厚生労働大臣はあらかじめ（ ）の意見を聞かなければならない。ちなみにその委員は（ ）人以内とされ（ ）が任命することになっている。
11. 都道府県は市町村から要介護認定の（ ）・（ ）業務を受託することができる。
12. 指定市町村事務受託法人の指定は（ ）が行う。
13. 第2号保険料は（ ）にプールされ、各市町村の（ ）に対して交付される。
14. 介護予防支援事業者の指定は（ ）が行う。
15. 居宅介護サービス費等、種類支給限度額の設定は（ ）が行う。
16. 区分支給限度基準額の上乗せと種類限度基準額の設定を条例で定めれるのは（ ）である。
17. 特別徴収は年額（ ）万円以上の年金受給者が該当する。
18. 住所を有することは（ ）上の住所があることをいう。
19. 被保険者資格は誕生日の（ ）に取得する。
20. 各事業の財政構造（居宅サービス・施設サービス・介護予防事業・包括的支援事業）
21. 被保険者証には（ ）事業者名・（ ）事業者名が記載されている。
22. 認定結果が出るまでに発行される資格者証を（ ）という。
23. 地域密着型特定施設入居者生活介護において、看護または介護職員は利用者（ ）人に対して1人以上、その他の職種は（ ）人以上の配置が義務付けられている。
24. 地域密着型特定施設サービス計画は（ ）が作成する。
25. 財政安定化基金から貸付を受けた市町村は（ ）年間の分割で返済する。また近隣の市町村との保険料の格差が生じないように（ ）を設定することができる。
26. 財政安定化基金事業において、通常の努力を行ってもなお保険料未納による収入不足がある時、不足分の（ ）分の1を基準にして交付金を（ ）する。また、見込みを上回る保険給付費の増大などのため、介護保険財政に不足が生じた時、必要な資金を（ ）する。
27. 短期入所生活介護において、保険給付されるのは連続（ ）日までである。
28. 短期入所生活介護において、単独型の利用定員は（ ）人以上であるが、空所型・併設型は（ ）人未満でもよい。
29. 介護老人福祉施設は利用定員（ ）人以上は施設サービス、（ ）人以下は地域密着型サービスとなる。
30. 認知症対応型通所介護は、対象を（ ）の人に限定し一般の通所介護と一体的に行うことはできない。
31. 認知症対応型通所介護において、単独型と併設型の利用定員は（ ）以下である。また、共用型は1日の同時間帯における利用定員は（ ）人以下と規定されている。
32. 介護予防認知症対応型共同生活介護においれ、定員は1ユニットあたり（ ）人で、1事業所につき（ ）ユニットまで認められている。

1. 特別区、地域、国民健康、職域 2. 要介護1、要支援 3. 85 4. 夫婦のみの、単独 5. 3 6. 病院などの診療機関 7. 介護保険特別会計、保険事業、介護サービス 8. 地域支援 9. 3 10. 社会保障審議会、30、厚生労働大臣 11. 審査・判定 12. 都道府県 13. 社会保険診療報酬支払基金、介護保険特別会計 14. 市町村 15. 国 16. 市町村 17. 18 18. 住民基本台帳 19. 前日 20. P67 参照 21. 居宅介護支援、介護予防支援 22. 暫定被保険者証 23. 3、1 24. 介護支援専門員 25. 3、調整保険料率 26. 2、交付、貸与 27. 30 28. 20、20 29. 30、29 30. 認知症 31. 12、3 32. 5～9、2

1. 要介護認定等の審査・判定基準は（ ）生活介助、（ ）生活介助、（ ）関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為の5項目からなる。
2. コンピュータによる一次判定には（ ）項目の調査結果と（ ）を使用する。
3. 認定調査票の基本調査の項目は第（ ）郡から（ ）郡まで分かれている。
4. 主治医見書は（ ）判定で使用する。
5. 介護認定審査会の委員の任期は（ ）年に対して、介護保険審査会の委員の任期は（ ）年である。
6. 介護認定審査会の合議体の委員の定数は原則（ ）人である。
7. 戦争によって傷病者になった場合は（ ）法によってサービス給付を受け、介護保険よりも優先される。
8. 第1号被保険者である生活保護受給者の保険料は生活保護の（ ）によって給付され、サービスを受けた場合の1割負担分は（ ）によって給付される。
9. 地域密着型介護予防サービスは、介護予防（ ）、介護予防（ ）、介護予防（ ）の3つで、介護予防（ ）のみ要支援2の人が利用できる。
10. 自分で居宅介護サービス計画書を作成した場合でも（ ）代理受領方式が採用され、介護給付等について（ ）給付される。
11. 基準該当サービスが認められているのは、（ ）系サービスのみである。
12. 居宅サービスと地域密着型サービスには要介護度ごとに1ヶ月に1割負担で使えるサービス限度額である（ ）と、福祉用具購入費や住宅改修といったサービスの種類ごとの（ ）が設けられている。
13. 福祉用具購入費の支給限度基準額は、要介護度によらず年間（ ）万円である。
14. 認知症対応型共同生活介護の（ ）日までの短期利用については（ ）支給限度基準額に含まれる。
15. 地域密着型介護予防サービスは介護予防サービス費等区分支給限度基準額管理の対象に（ ）。
16. 保険給付の現物給付化のことを（ ）という。
17. 短期入所は（ ）サービスと同じ扱いになり、オムツ代は保険給付される。
18. 高額介護サービス費の申請は要介護者ごとに行うか、同一月にサービスを利用した（ ）についても申請書に記載することになっている。
19. 医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額を超えた場合（ ）費・（ ）費が支給される。また（ ）で合算し、年を単位とする。
20. 施設に入所している低所得な要介護者に対して、食費・居住費の負担軽減を目的として（ ）費・（ ）費が支給される。
21. 特定入所者介護サービス費等の対象となるのは、利用者負担段階が第（ ）～（ ）段階の人で、申請により（ ）認定証が交付され、施設等はこれに従い、利用者負担を徴収する。
22. 低所得者の利用者負担額の軽減を図るため、社会福祉法人等による（ ）制度がある。
23. 事業者の指定等は（ ）が行うものと、地域密着型サービスなど（ ）が行うものがある。どちらも（ ）年ごとの更新手続きをしないと指定の効力を失う。
24. 指定を受けた特別養護老人ホームが入所定員を（ ）人以下に引き下げた場合は（ ）サービス事業者として、（ ）の指定を受けなければならない。
25. 市町村長は地域密着型サービスの指定を行う場合、あらかじめ（ ）にその旨を届け出る必要がある。
26. 指定居宅介護支援事業所は、利用者（ ）人に対して1人の常勤の介護支援専門員を置かなければならない。
27. 指定介護予防支援事業所の指定は（ ）が行う。
28. 離島等はサービス事業者などの社会資源に限りがあるため、（ ）サービスとして地域密着型サービスが認められている。
29. 指定介護老人福祉施設とは（ ）に申請を行い指定を受けた、入所定員（ ）以上の（ ）である。

1. 直接、間接、BPSD 2. 74、主治医医見書 3. 1、5 4. 第1次、第2次 5. 2、3 6. 5  
7. 戦傷病者特別援護 8. 生活扶助、介護扶助 9. 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知  
症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護 10. 法定、現物 11. 福祉 12. 区分支給限度基準額、  
支給限度基準額 13. 10 14. 30、区分 15. 含まれる 16. 法定代理受領 17. 施設 18. 世帯員 19.  
食、居住、世帯 20. 特定入所者介護サービス、特定入所者介護予防サービス 21. 1、3、介護保険負担限  
度基準額 22. 減免 23. 都道府県、市町村、6 24. 29、地域密着型、市町村 25. 都道府県 26. 35  
27. 市町村 28. 相当 29. 都道府県知事、30、特別養護老人ホーム

1. 都道府県知事は介護保健施設を指定する場合、関係（ ）の意見を求めなければならない。
2. 大都市では（ ）によって、単位数単価が高く設定されている。
3. 介護保険事業に関する事務費用は全額市町村の（ ）で賄われる。
4. 所得段階別定額保険料の所得区分は原則（ ）段階に設定されている。
5. 特別徴収は年金支給日の（ ）数月に徴収される。
6. 介護保険料を（ ）年以上滞納した時には償還払いとなる。（ ）年（ ）ヶ月以上滞納した時には、市町村から償還払いを受ける時に保険料が差し引かれる。（ ）年以上滞納した時には、自己負担額が（ ）割となる。
7. 第2号被保険者の保険料は、（ ）として社会保険診療報酬支払基金に納付され、（ ）として各市町村の介護保険特別会計に交付される。
8. 健康保険加入者の介護保険料には（ ）負担が行われる。
9. 国民健康保険に加入している第2号保険者については（ ）単位で合算して徴収される。
10. 介護保険の法定給付に要する公費負担のうち、国庫負担の交付は（ ）に対して行われ、一律に交付される（ ）%と、市町村の財政力の強弱によって交付される5%の（ ）金とがある。
11. 財政安定化基金から貸し付けを受けた市町村は（ ）年間の分割で返済する。
12. 近隣の市町村との保険料の格差が生じないように広域的な保険財政の調整を図るため、（ ）を設定することができる。
13. 財政安定化基金事業には以下の事業がある。通常の実績を行ってなお、保険料（ ）による収入不足がある時、不足分の（ ）分の1を基準にして交付金を交付する事業。見込みを上回る給付費の増大などのため介護保険財政に不足が生じた時、必要な資金を（ ）する事業。
14. 通所型介護予防事業の対象者は（ ）であり、この事業は（ ）などに委託することができる。
15. 介護予防のためのボランティアの育成・地域活動組織の支援などを行う地域（ ）活動支援事業の対象者は（ ）である。
16. 介護予防ケアマネジメント事業では、（ ）を作成しなければならず、その対象者は（ ）である。またこの事業を主に担当するのは、地域包括支援センターの（ ）である。
17. 地域支援事業は、原則として市町村の介護保険事業計画に定める（ ）見込み額の（ ）%以内で行うことと定められている。
18. 包括的支援事業と任意事業の財源構成は（ ）と（ ）である。
19. 地域包括支援センターは担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね（ ）人以上（ ）人未満ごとに保険師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名専従で配置する。
20. 支援困難事例にかかわる介護支援専門員への助言や地域ネットワークづくりなどを行う包括的支援事業は（ ）事業であり、この業務は主に地域包括支援センターの（ ）の役割である。
21. 権利擁護事業を主に担当する職種は地域包括支援センターの（ ）である。
22. 指定情報公開センターの指定は（ ）が行う。また情報公開事務にかかる手数料は、都道府県の（ ）で定めるところにより（ ）から徴収される。
23. 地域密着型サービス事業者の指定取り消しは（ ）の権限である。
24. 主に特定高齢者のケアプランを作る事業を（ ）という。
25. 国保連は交通事故などにより要介護状態となった被害者の介護給付費の支払いを、市町村からの委託を受けて加害者に請求する（ ）事務を行う。
26. 国保連も（ ）であり指定を受けて居宅サービス・施設サービスの運営を行うことができる。
27. 国保連は（ ）からの委託を受けて、介護給付費の審査・支払などの（ ）処理を行う機関である。
28. 介護認定審査会の委員の任期は（ ）年に対して、介護保険審査会の委員の任期は（ ）年である。

1. 市町村 2. 地域区分 3. 一般財源 4. 6 5. 偶数 6. 1、1、6、2、3 7. 介護給付費・地域支援事業納付金、介護給付費・地域支援事業交付金 8. 事業主 9. 世帯 10. 市町村、20、調整交付 11. 3 12. 調整保険料率 13. 未納、2、貸与 14. 特定高齢者、老人介護支援センター 15. 介護予防、一般高齢者 16. 介護予防ケアプラン、特定高齢者、保険師 17. 給付、3 18. 税金（国 40%・都道府県 20%・市町村 20%）、第 1 号被保険者保険料（20%） 19. 3000、6000 20. 包括的継続的ケアマネジメント、主任介護支援専門員 21. 社会福祉士 22. 都道府県、条例、事業者 23. 市町村 24. 介護予防ケアマネジメント事業 25. 第三者行為求償 26. 法人 27. 市町村、共同電算 28. 2、3



1. 介護保険法に規定する（ ）の訴えは、介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起できないことになっている。これを（ ）という。
2. 介護保険審査会には、都道府県知事の任命により、保険医療福祉の学識経験者を（ ）として設置することができる。
3. 介護報酬の請求権・保険料の徴収権・介護保険の保険給付を受取る権利の消滅時効は（ ）年と定められているが、市町村が介護報酬を過払いした時の返還請求権の消滅時効は（ ）年とされている。
4. 被保険者が市町村に対して償還払いで介護給付費を請求する権利の消滅時効は、被保険者がサービス利用料を支払った日の（ ）から（ ）年である。
5. 要介護者に対するケアマネジメントを（ ）といい、要支援者に対するケアマネジメント（ ）といい、特定高齢者に対するケアマネジメントを（ ）という。
6. 利用者の潜在能力のことを（ ）といい、その力を引き出すことを（ ）という。
7. 介護サービス情報の基本情報の調査情報を公開するのは（ ）である。
8. 指定居宅介護支援事業者は利用料の支払いを受けた場合、（ ）を利用者に交付しなければならない。
9. 介護予防支援の場合、利用者訪問の頻度は（ ）ヶ月に1回、記録は（ ）ヶ月に1回となる。
10. 居宅介護支援費は、要介護（ ）と要介護（ ）の2区分であり、取り扱い件数が（ ）件以上になれば、その超過分についてのみ減算される。
11. 認知症高齢者のケアマネジメントに際し、支援者が認知症日常生活自立度（ ）以上の場合に対して加算される。
12. 居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合に加算されるのは（ ）加算である。
13. 介護予防小規模多機能型居宅介護には（ ）が必置であり、この介護支援専門員が（ ）計画を作成するため、指定介護予防支援事業者の介護予防支援費は算定（ ）。
14. 施設サービス計画は、（ ）が作成する。
15. 利用者ごとの居宅サービス計画、アセスメント結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリング結果の記録をまとめたものが（ ）である。
16. 個別援助計画は（ ）が作成する。
17. 施設サービス計画は（ ）をもって作成する。
18. 施設サービス計画の課題分析については（ ）などの規定はない。
19. 介護報酬請求権の起算日は、サービス提供月の（ ）月の（ ）日である。
20. 介護保険料の徴収先取特権は（ ）および（ ）に次ぐ。
21. 要支援・要介護1の軽度の人が増加傾向にあり、10年間の増加率は（ ）%になる。
22. 介護予防支援の加算には、（ ）加算と（ ）加算とがある。
23. 給付管理量や請求書、領収書等の請求に関するものは（ ）年の消滅時効が設けられている。
24. 小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活事業者などの地域密着型サービスにおける介護支援は、当該事業者の（ ）が居宅サービス計画を作成する。その場合、居宅介護支援費は算定（ ）。

1. 処分の取り消し、審査請求前置 2. 専門調査員 3. 2、5 4. 翌日、2 5. 介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント事業 6. ストレングス、エンパワメント 7. 指定情報公開センター 8. 指定居宅介護支援提供証明書 9. 3、1 10. 1~2、3~5、40 11. Ⅲ 12. 小規模多機能型居宅介護事業所連携 13. 介護支援専門員、介護予防サービス、されない 14. 計画担当介護支援専門員 15. 居宅介護支援台帳 16. 担当職員 17. 入所 18. 回数（頻度） 19. 翌々々、1 20. 国税、地方税 21. 140 22. 初回、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携 23. 5 24. 介護支援専門員、されない

1. 日本人の死因は多い順に（ ）・（ ）・（ ）である。ガンを部位別に見ると、男性は（ ）・（ ）・（ ）の順に多く、女性は（ ）・（ ）・（ ）の順に多い。
2. 内臓脂肪症候群（＝ ）の予防に着目した特定健康審査・指導が（ ）保険者に義務付けられた 2008 年から（ ）歳以上を対象に行われている。
3. 「健康日本 21」は 2000 年～（ ）年の期間で実施されている。
4. 健康フロンティア戦略では 2005 年から 2014 年までの 10 年間で、健康寿命を（ ）年間延ばすことを目標にしている。
5. モルヒネ使用時の副作用には（ ）・（ ）・便秘などがある。
6. 死の直前の呼吸の状態は、まず（ ）呼吸が起こり、その後、無呼吸と深く回数が多い浅い呼吸は交互に起こる（ ）呼吸となり、呼吸停止に至る。
7. 訪問看護を見なし指定されるのは（ ）保険法の指定を受けた（ ）・（ ）である。
8. 訪問看護で（ ）対象者へ 1 時間 30 分以上訪問看護を提供した場合加算されるのは（ ）である。
9. 訪問リハビリテーションは（ ）保険法による指定を受けた（ ）・（ ）は見なし指定される。法人格を有（ ）。
10. 短期集中リハビリテーション実施加算は退院・退所日から換算して（ ）ヶ月以内に訪問リハビリテーションを行った場合算定される。
11. 居宅療養管理指導において、（ ）医療機関、（ ）薬局の指定があれば見なし指定される。法人格は有（ ）。
12. （ ）計画は管理栄養士が作成するが、他の職種連携が必要である。
13. 向精神薬の副作用として（ ）・（ ）・排尿困難がある。
14. 介護老人保健施設が見なし指定となるのは（ ）と（ ）である。
15. （ ）または（ ）を算定している病院・診療所は通所リハビリテーションの見なし指定となる。
16. 通所リハビリテーションは常勤で 1 人以上の（ ）がいないと行えない。また療法士等は利用者（ ）人までは 1 人とし、10 人を超える場合は常勤換算方法で（ ）：1 以上を確保しなければならない。
17. 月平均（ ）人以上の延べ利用者となる大規模な通所リハビリテーション事業所では介護報酬は（ ）＜設定されている。
18. 通所リハビリテーションのみ時間区分（ ）時間が設定されており、（ ）分以上の個別リハビリテーションを提供する要件となっている。
19. 認知症の利用者に対して通院・通所開始から 3 ヶ月以内に週（ ）日まで個別リハビリを行った場合、（ ）加算が算定される。
20. 月に（ ）回以上通所リハビリテーションを行っている場合（ ）加算の対象となる。ただし、月 1 回（ ）を行うことが要件となっている。
21. 介護予防通所リハビリテーションは日常生活の支援などの（ ）サービスと、運動機能向上、（ ）改善、口腔機能向上の（ ）サービスに分けられており、（ ）単位の定額報酬制となっている。
22. 通所リハビリテーションにおいて、送迎は加算の対象（ ）、入浴介助は加算の対象（ ）。
23. 2009 年とから（ ）も居宅療養管理指導ができるようになった。
24. 高齢者の薬の投与量は、一般成人の（ ）で始めるのが良い。
25. 短期入所療養介護には基準該当サービスが（ ）。
26. 利用者が（ ）日以上、短期入所療養介護を利用する場合、（ ）は医師の診療・方針に基づき（ ）計画を作成する。
27. ユニットケアの費用を受領できる居宅定員は（ ）人で 1 ユニット（ ）人以下であり、ユニットごとに常勤の（ ）を置く。
28. 短期入所療養介護において（ ）の送迎を行った場合、送迎加算がつく。

1. ガン、心疾患、脳血管疾患、肺、胃、肝臓、大腸、肺、胃 2. メタボリックシンドローム、医療、40 3. 2012 4. 10 5. 嘔気・嘔吐 6. 下顎、チェーン・ストークス 7. 健康、病院、診療所 8. 特別管理加算、長時間訪問看護 9. 健康、病院、診療所、する必要はない 10. 3 11. 保険、保険、しなくてもよい 12. 栄養ケア 13. 口渇、便秘 14. 短期入所療養介護、通所リハビリテーション 15. 脳血管等疾患リハビリテーション、運動器疾患リハビリテーション 16. 医師、10、17. 901、低 18. 1~2、20 19. 2、認知症短期集中リハビリテーション 20. 8、リハビリテーションマネジメント、評価 21. 共通、栄養、選択的、月 22. ではなく、となる 23. 看護職員 24. 1/2~1/3 25. ない 26. 4、管理者、短期入所療養介護 27. 1、10、ユニットリーダー 28. 利用者ごと

1. 日帰りの短期入所療養介護はサービス提供（ ）ごとの介護報酬が設定されている。これを（ ）という。
2. 短期入所療養介護で保険給付されるのは連続（ ）日までであり、認定有効期間の（ ）を超えないと規定されている。
3. 短期入所療養介護においれ医療行為が必要とされる場合、介護老人保健施設では（ ）として、病院・診療所では（ ）として加算さえる。
4. 老人保健施設の開設者は（ ）・医療法人・（ ）・その他厚生労働大臣が定めた者に限られる。
5. 介護老人保健施設では、入所者（ ）人につき1人の医師を常勤で配置する。また入所者100人につき（ ）人以上の（ ）・栄養士を配置するよう義務付けられている。
6. 介護老人保健施設において、医療機関から入所した者の割合が家庭から入所した者の割合を（ ）%以上上回る場合は、（ ）となる。
7. 介護老人保健施設において、ターミナルケア加算は死亡日以前（ ）日に限り算定できる。
8. 介護保健施設の施設サービス費における栄養マネジメント加算を算定するためには、（ ）勤の管理栄養士を（ ）名以上配置しなければならない。
9. リハビリテーションマネジメント加算を算定するためには、月（ ）回以上、通所リハビリテーションを実施していることが要件となる。
10. 認知症の利用者に対して、通院通所開始から（ ）ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されるのは、（ ）である。
11. 指定介護療養型医療施設において、他の医療機関における診察は1ヶ月に（ ）日に限り認められている。
12. 要介護状態の入院患者が経管栄養から経口による食事摂取に移行した場合、（ ）加算が算定できる。ただし、この加算が算定されるのは経口移行計画が作成されてから（ ）日以内である。
13. 短期入所事業者が24時間相談可能な体制などを整備した場合、（ ）加算が算定される。
14. メタボリックシンドロームとは（ ）型肥満に加えて、高血糖・高血圧・（ ）異常のうち、いずれか（ ）つ以上を併せ持つ状態のことである。
15. 寝たきりの3大要因は多い順に（ ）・（ ）・（ ）である。ちなみに脳血管障害は寝たきりの原因の（ ）割以上を占める。
16. 呼吸や皮膚からの蒸発を（ ）といい、量は平熱で発汗がなければ（ ）ml/kg×体重で計算する。
17. 高齢者は（ ）潰瘍より（ ）潰瘍が多い。
18. 高齢者の聴力低下は主に高音域が聞き取りにくくなる（ ）難聴が多く、若年者には（ ）難聴が多い。
19. 高血圧のうち、原因不明のものを（ ）高血圧といい、全体の（ ）割にあたる。
20. 水晶体が混濁して不透明になった状態を（ ）といい、主に眼圧上昇により視野障害が起こる状態を（ ）という。
21. 心筋梗塞は（ ）動脈が血栓により（ ）されて起こる。一方狭心症は（ ）動脈が（ ）することによって起こる。
22. 安静時に起こる狭心症を（ ）という。
23. リウマチによる関節の腫れが（ ）性であるのに対して、パーキンソン病の初期症状は（ ）性である。
24. パーキンソン病で特定疾患研究事業の対象（公費負担）となるのはホーン・ヤールの重症度分類（ ）以上、生活機能症度（ ）である。
25. 上部消化管出血の十二指腸潰瘍や胃潰瘍では、便の色が（ ）いのが特徴であり、腹痛は（ ）時に起こる。
26. 早老症の代表的なものに（ ）症候群がある。
27. 前立腺肥大が進行すると少しずつ尿が漏れる（ ）性尿失禁と呼ばれる状態になる。
28. 前立腺ガンは（ ）検査により早期発見が可能である。

1. 時間、特定短期入所療養介護 2. 30、半数 3. 緊急時施設療養費、特定診療費 4. 地方公共団体、  
社会福祉法人 5. 100、1、支援相談員 6. 35、介護療養型老人保健施設 7. 30 8. 常、1 9. 8  
10. 3、認知症短期集中リハビリテーション加算 11. 4 12. 経口移行、180 13. 緊急短期入所ネット  
ワーク 14. 内臓脂肪、脂質、2 15. 脳血管障害、老衰、転倒による骨折、3 16. 不感蒸泄、15 17.  
十二指腸、胃 18. 感音性、伝音性 19. 本態性、9 20. 白内障、緑内障 21. 冠状、閉塞、冠状、狭窄  
22. 異型狭心症 23. 対称、非対称 24. Ⅲ、ⅡまたはⅢ 25. 黒、空腹 26. ウェルナー 27. 溢流 28.  
PSA（前立腺腫瘍マーカー）

1. 高齢者の総蛋白の正常下限は（ ）g/dlであり、アルブミンの正常下限は（ ）g/dlである。
2. GOTは（ ）疾患で上昇する。
3. 脂肪肝やアルコール性肝炎で上昇するのは（ ）である。
4. 気管支炎、腎不全の場合、体温が（ ）することがある。
5. 低体温は（ ）度以下をいう。
6. 高齢者の身体機能を計測するものに、障害者の日常生活自立度判定基準がある。全部で（ ）段階であり（ ）が最も軽く、（ ）が最も重い。
7. 我が国における認知高齢者の数は（ ）年にピークを迎える。
8. アルツハイマー病と血管性認知症で認知症全体の（ ）割以上を占める。続いて（ ）認知症であり（ ）が特徴的である。
9. 改訂長谷川式簡易知能スケール（HDS-R）では（ ）点以下、Mini-Mental State Examination（MMSE）では（ ）点以下を認知症の疑いありとしている。
10. 昔の思い出や場所について話をしてもらうことで比較的保たれている長期記憶を使って脳の活性化を図ろうとする方法を（ ）という。
11. アルツハイマー病と血管性認知症の鑑別で感情が平坦化、上機嫌となるのは（ ）の方である。
12. 呼吸数は1分間に（ ）回が正常である。
13. 心筋梗塞の痛みに対して（ ）が用いられる。
14. 自動車運転免許更新時、認知機能に関する検査が義務づけられているのは（ ）歳以上の高齢者である。
15. 老年期に初発した精神障害は（ ）性精神障害と（ ）性精神障害に分けられる。せん妄や認知症は（ ）性精神障害であり、老年期気分障害や老年期神経症、老年期パーソナリティ障害は（ ）性精神障害である。
16. せん妄は（ ）間に多く、通常2、3日～（ ）程度で改善する。
17. うつ病では（ ）は気分が重く、（ ）には改善するのが一般的である。
18. 老年期神経症は（ ）性に多く、不安神経症では（ ）亢進、発汗、（ ）困難などの他、漠然とした不安を訴えることがある。
19. EBMでは解決できない領域において、患者本人の語りを中心として患者の自己決定を支援する医療を（ ）という。
20. エネルギー欠乏症とは、BMIが（ ）%以下または、通常時の体重に比べて減少率が6ヶ月に（ ）%以上となることである。
21. 高中性脂肪血症の人は（ ）と（ ）を制限する。
22. 腎不全は（ ）を多く含む（ ）を制限することを基本とし、（ ）の摂取も1日30～50gと制限する。
23. 国が定めた安全性や有効性に関する基準を満たした食品を（ ）という。
24. 大静脈から高カロリー液を輸液する方法を（ ）療法という。
25. 気管カニューレの交換は（ ）に1回程度である。
26. 感染症では（ ）タンパク血症症状が見られる。
27. 子宮頸ガンの原因は（ ）であり、萎縮性胃炎の原因は（ ）である。
28. ウィルス性肝炎で飲料水や魚介類等の食品や糞便を介して感染するには（ ）型であり、一方既感染者の血液を介して感染するのは（ ）型である。
29. 帯状疱疹の原因は（ ）ウイルスである。
30. 誤嚥によって上気道を閉塞した時には（ ）部を強く圧迫し異物を除去する。これを（ ）法という。
31. 入浴中の事故は高齢者の急死例の（ ）%を占める。
32. 心肺蘇生のABCとは（ ）・（ ）・（ ）である。体外心マッサージ（ ）回につき、人工呼吸を（ ）回行う。体外心マッサージは（ ）回/分が目安である。

33. 高齢者で最も多い感染は（ ）である。
34. ノロウイルス対策には（ ）が有効である。
35. （ ）法が廃止され医療以外の保健事業は（ ）法と介護保険の（ ）事業に統合された。
36. 医療系サービスで義務付けられている（ ）への記入は（ ）法が根拠法となっている。

1. 6.0、3.8 2. 胆肝道 3.  $\gamma$ -GTP 4. 低下 5. 34 6. 4、J、C 7. 2036 8. 8、レビ  
ー小体、幻視 9. 20、23 10. 回想法 11. アルツハイマー病 12. 15~20 13. モルヒネ 14.  
75 15. 器質、機能、器質、機能 16. 夜、1週間 17. 朝、夕方 18. 女、心悸、呼吸 19. NBM（ナ  
ラティブベースメディスン） 20. 18.5、5 21. 糖質、アルコール 22. ナトリウム、食塩、蛋白質 23.  
保険機能食品 24. 中心静脈栄養 25. 1週間 26. 高 27. ヒトパピローマウイルス、ヘルコバクターピ  
ロリ菌 28. A、B 29. 水痘帯状疱疹 30. 心窩、ハイムリック 31. 25 32. Airway（気道確保）、  
Breathing（人工呼吸）、Circulation（体外心マッサージ）、30、2、100 33. 尿路感染 34. 次亜塩素酸  
ナトリウム 35. 老人保健、健康増進、地域支援 36. 健康手帳、健康増進



1. 特定施設入居者生活介護を提供できるのは（ ）・（ ）・（ ）・（ ）である。
2. 特定施設入居者生活介護には（ ）担当者が必置であり、（ ）でなければならない。
3. 要介護度（ ）の人は全ての福祉用具貸与を利用できるが、（ ）の軽度者については（ ）、（ ）、（ ）、（ ）の4品目に限定される。
4. 特定福祉用具は貸与に馴染まない入浴及び排泄に関する品で（ ）、特殊尿器、入浴補助具、（ ）、（ ）の5種類である。
5. 居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費の支給限度基準額は（ ）万円であり、原則1住宅につき1回である。ただし、住宅を移った場合や要介護度が（ ）段階以上上がった場合は例外として認められる。その要介護度が（ ）段階以上上がった場合とは（ ）である。
6. 夜間対応型訪問介護では、利用者は（ ）を有していることが条件となっている。
7. 夜間対応型訪問介護のサービス提供時間帯は最低限（ ）時から（ ）時までを含むように設定しなければならない。
8. オペレーションセンターは概ね利用者（ ）人につき1ヶ所設置しなければならない。介護報酬はオペレーションセンターを設置する場合は（ ）単位の定額制を基本にして（ ）に応じて算定される。
9. 認知症対応型通所介護において、単独型と併設型の利用定員は（ ）人以下である。また共用型は1日の同時時間帯における利用定員は（ ）人以下と規定されている。
10. 小規模多機能型居宅介護において、介護・看護職は通いの場合は利用者（ ）人に対して1人以上、泊まりの場合は夜勤（ ）人以上、宿直（ ）人以上、訪問の場合は昼間（ ）人以上が必要である。
11. 運営推進会議は概ね（ ）ヶ月に1回開催する。
12. 小規模多機能型居宅介護において、1事業所あたりの登録定員は（ ）人以下である。通いは（ ）人以下、泊まりは（ ）人以下となっている。なお通いサービス利用者が登録定員に比べて概ね（ ）分の1を下回らないようにしなければならない。
13. 訪問介護費の報酬区分は「身体介護」・「（ ）」・「（ ）」からなる。
14. 自立支援のための見守り介助は（ ）に含まれる。
15. 指定訪問介護事業所ごとに訪問介護員を常勤換算で（ ）人以上置かななければならない。
16. 訪問介護におけるサービス提供責任者は介護福祉士か訪問介護員養成研修（ ）級過程修了者、または（ ）級過程修了者で介護業務に（ ）年以上従事した者から専任する。
17. 介護予防訪問介護は（ ）の区分はなく、（ ）単位の定額報酬制となっている。
18. 体温測定は（ ）に含まれる。
19. 訪問入浴介護の人員基準は、看護職員（ ）名以上、介護職員（ ）名以上が原則である。また介護予防訪問入浴介護では、人員基準が緩和されて、看護職員（ ）名以上、介護職員（ ）名以上となっている。
20. 入浴には水の圧力を受ける（ ）作用がある。
21. 通所介護は（ ）要介護者等について、（ ）法に規定する施設=（ ）または老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。
22. 通所介護計画、介護予防通所介護計画は（ ）が作成する。
23. 食費、（ ）代の支払いを利用者から受ける。
24. 通所介護において、（ ）の機能訓練指導員を配置し、（ ）計画に基づいて実施した場合、（ ）加算が算定できる。またこの計画は機能訓練指導員、（ ）、生活相談員などが共同で作成する。
25. 療養通所介護の対象者は「（ ）等を有する重度要介護者または（ ）の者」で利用定員は（ ）人以下、管理者は（ ）でなければならない。また（ ）委員会を設置しなければならない。
26. 介護予防通所介護は（ ）サービスと選択的サービスの2本立てである。選択的サービスには「（ ）向上」・

「栄養改善」・「( ) 機能改善」があり、この中から事業者が選択してサービスを提供する。

27. 介護予防通所介護事業所の管理者は、利用者の状態・サービス提供状況等について、( ) ごとに介護予防支援事業者に報告しなければならない。

28. 短期入所生活介護は( ) 要介護者等を( ) 法による老人短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期入所させ、入浴・排泄・食事等の介護やその他、日常生活上の世話や機能訓練を行うことを言う。

29. 短期入所生活介護を利用者が概ね( ) 日以上利用する場合は、( ) が( ) 計画を作成しなければならない。

30. 短期入所生活介護において、単独型の利用定員は( ) 人以上、空床型・併設型は( ) 人未満と定められている。

31. 短期入所生活介護において、利用者の送迎は原則算定されてないが、( ) がある場合は片道 184 単位認められている。

1. 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅 2. 計画作成、介護支援専門員 3. 2～5、要支援1・2と要介護1、歩行補助杖、歩行器、手すり、スロープ 4. 腰掛け便座、簡易浴槽、移動用リフト 5. 20、3、3、①要支援1の者が要介護度3以上となった場合②要支援2または要介護度1の者が要介護度4以上となった場合③要介護度2の者が要介護度5となった場合 6. ケアコール端末 7. 22、6 8. 300、月、訪問回数 9. 12、3 10. 3、1、1、1 11. 2 12. 25、15、9、3 13. 生活援助、通院等のために車の昇降時の介助 14. 身体介護 15. 2.5 16. I、II、3 17. 身体介護と生活援助、月 18. 身体介護 19. 1、2、1、1 20. 静水圧 21. 居宅、老人福祉、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター 22. 管理者 23. おむつ 24. 専従個別機能訓練、個別機能訓練、看護職員 25. 難病、末期がん、8、看護師、安全サービス提供 26. 共通、運動機能、口腔機能 27. 月 28. 居宅、老人福祉 29. 4、管理者、短期入所生活介護 30. 20、20 31. 特別な事情

1. 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を利用できるのは（ ）に入居しているものである。
2. 有料老人ホームには（ ）型、（ ）型、介護付きがある。
3. 小規模多機能型居宅介護において、認知症日常生活自立度の程度によって、認知症加算（ ）または（ ）が算定される。
4. 運営推進会議は（ ）を除く、全ての（ ）型サービスに設置が義務付けられている。
5. 認知症対応型共同生活介護を利用中の場合には（ ）以外のサービスを利用することはできない。
6. 認知症対応型共同生活介護の（ ）利用の場合は（ ）支給限度基準額の範囲内となる。
7. 介護予防認知症対応型共同生活介護は（ ）の認知症のみ利用できる。
8. 認知症対応型共同生活介護において、居室は（ ）人部屋が原則であり、定員は1ユニット当たり（ ）人である。
9. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において1人以上の常勤の（ ）を配置しなければならない。
10. 指定介護老人福祉施設は介護保健施設の1つであるが、（ ）法上の（ ）が（ ）の指定を受けたものである。
11. 指定介護老人福祉施設入所者が医療機関に入院した場合、入院から（ ）ヶ月以内であれば、優先的に再入所できる。
12. 居宅で介護に真に困っている要介護者は「（ ）意見書」を添えて入所申請した場合、入所検討委員会で考慮され優先的・緊急的に入所できる。
13. 指定介護老人福祉施設において、認知症高齢者が一定割合以上入所しているか、介護福祉士を一定以上配置している場合、（ ）加算の対象となる。
14. 介護老人福祉施設入所者の退所に際には、退所の年月日を（ ）に記載しなければならない。
15. ICF=（ ）は2001年に世界保健機構（WHO）によって提唱された個々の（ ）をより具体的にみるためのツールである。
16. 認知症対応型通所介護の単独型と併設型の定員は（ ）人以下である。
17. 指定介護老人福祉施設には、常勤の介護支援専門員を利用者（ ）人につき1人以上配置することが義務付けられている。
18. ICFの環境因子には（ ）・（ ）・（ ）がある。
19. サービス担当者会議は個人ニーズの代弁としての機能（= ）、地域ケア会議は地域ニーズの代弁としての機能（= ）を持っている。
20. 障害者に対する福祉政策は（ ）法によって、（ ）から契約に移行し、応能負担から（ ）負担となった。そのサービス給付には個々の利用者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえて個別に支給が行われる（ ）と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる（ ）事業に区別される。
21. 障害程度区分は（ ）～（ ）まであり、（ ）項目のアセスメントにより（ ）が設定する。
22. 重度障害者意思伝達装置は（ ）具である。
23. 点字器・集尿器・ストマ用装具は（ ）として、（ ）により給付・貸与される。
24. 義肢・装具・車椅子などの（ ）具は、（ ）給付により行われる。
25. 生活保護の4原理
26. 生活保護の4原則
27. 生活保護の被保護者が通所介護を利用した際の昼食代は（ ）扶助で行う。
28. 介護扶助は原則、現物給付であるが（ ）と（ ）は金銭給付である。
29. 虐待の中でも（ ）虐待が最も多く、全体の約（ ）割を占めている。
30. 成年後見制度の開始等の審判請求が行えるのは、（ ）や本人、（ ）親等内の親族である。
31. 日常生活自立支援事業における福祉サービスの利用援助において、苦情対応の援助は含（ ）。

32. 日常生活自立支援事業において、( ) 社会福祉協議会に設置された ( ) 委員会が事業全体の運営・監視と利用者からの ( ) 解決にあたる。
33. 成年後見制度は判断能力が不十分な人の ( ) や ( ) を行う。
34. 日常生活自立支援事業の対象者は、認知症高齢者・( )・( ) などである。

1. 養護老人ホーム 2. 健康、住居 3. I、II 4. 夜間対応型訪問介護と認知症対応型通所介護、地域密着 5. 居宅療養管理指導 6. 短期、区分 7. 要支援2 8. 1、5~9 9. 生活相談員 10. 老人福祉、特別養護老人ホーム、都道府県知事 11. 3 12. 優先入所介護支援専門員 13. 日常生活継続支援 14. 被保険者証 15. 国際生活機能分類、生活機能 16. 12 17. 100 18. 物的環境、人的環境、制度的環境 19. ケースアドボカーション、クラスアドボカーション 20. 老人福祉措置、応益、自立支援給付、地域支援 21. 1、6、106、市町村 22. 補装 23. 日常生活用具、地域支援事業 24. 補装、金銭 25. ①国家責任②無差別平等③最低生活保障④保護の補足性 26. ①申請保護②基準および程度③必要即応④世帯単位 27. 生活 28. 福祉用具購入、住宅改修 29. 心理的、6 30. 市町村長、4 31. まれる 32. 都道府県・指定都市、運営適正化、苦情 33. 財産管理、身体監護 34. 精神障害者、知的障害者